

## 最近の知的財産戦略の8大成果

### 成果1 日本政府として初めて総合的な国際標準化戦略を策定

- ・ 民主党・国民新党連立政権下において、日本政府として初めて総合的な国際標準化戦略を策定し、実行に移した。近年の「技術で勝って事業で負ける」構造から脱却し、産業競争力を再強化するため、7つの最重要分野（先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギーマネジメント、コンテンツメディア及びロボット）で、内閣がリードして、関係府省・関係業界と一体的に戦略を策定した。22回のタスクフォースを集中的に開催し、最重要分野を担当する政府関係者及び関連業界・学界の国際標準化への意識が格段に向上した。
- ・ 平成23年3月、「アジア基準認証推進事業」（平成22年度補正9.9億円、平成23年度予算1.8億円）を立ち上げ、主に中国、韓国、タイ、マレーシア及びシンガポールとの共同研究開発を通じてアジア地域との国際標準化・認証での合従連衡を目指している。

### 成果2 内閣主導での総合的なクールジャパンの推進

- ・ 従来各省で実施されていたコンテンツ支援施策に、食や観光などを加え、内閣主導の下、総合的なクールジャパンを政府で統一的に推進する体制を構築し、実行に移している。
- ・ 平成22年10月に「クールジャパン推進に関する関係府省連絡会議」（知財担当大臣政務官が議長）を発足させ、政治主導の下で、関係府省の情報共有と協力の枠組みを構築した。平成23年3月に「クールジャパン推進に関するアクションプラン」を取りまとめ、同年5月に大震災を踏まえた大幅改定を行い、関係府省で取組を進めている。
- ・ 具体的には、総務省では、地域発の番組を44本製作し、平成23年1月のダボス会議（スイス）や4月のジャナドリヤ祭（サウジ）等で放映し、その結果、ダボス会議に参加した台湾企業が、番組を購入して航空会社20社に再販売し、世界中で機内放映されている。  
経済産業省では、平成23年8月以降、対象国のニーズに即したクールジャパンの海外展開を順次実施している（8カ国、平成23年度予算12億円）。

外務省では、在外公館を中心に現地関係機関、民間企業が参加する「クールジャパン支援現地タスクフォース」を11か国13都市にて設置。情報共有、連携の場として、平成23年9月以降順次活動を開始している。

- ・平成23年9月、政府として統一的に取り組むロゴ・メッセージを発表。二次補正予算（11億円）、三次補正予算（1億円）を確保し、平成23年12月以降、国内外でのイベントを含むクールジャパン推進のための事業を関係府省と一体的に順次実施している。（内閣官房知財事務局）
- ・平成23年6月に成立した総合特別区域法に基づき、12月に、地域活性化総合特区としてアジアにおけるコンテンツ産業拠点都市の創造を目指す「札幌コンテンツ特区」を指定した。本特区では、上記目標を達成するためにロケ撮影に関する手続の円滑化やインセンティブの構築といった課題解決を目指すこととしており、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置に係るものについては、国と地方が連携して取り組む。

### **成果3 日本政府提唱の知的財産権侵害の防止に関する新協定**

- ・日本が平成17年のG8サミットで提唱した「偽造品の取引の防止に関する協定」（ACTA）は、日米を含む11ヶ国・地域による交渉の結果、平成22年10月の東京会合において大筋合意し、平成23年4月に協定文が確定。同年9月には仙台で「ACTA国際シンポジウム」を開催し、10月には東京で署名式（日米を含む8か国が署名）を開催した（本年1月にはEUも署名）。

日本は本協定の寄託国を務めており、関係国と協力して、協定の早期発効を目指すとともに、アジア地域を始めとする非交渉参加国に対して本協定への参加を働きかける。本協定によって、模倣品・海賊版対策が強化されることが期待される。

- ・ゲームソフトの不正利用で使われるアクセスコントロール回避装置の提供行為に対する規制強化を目的として、規制対象を拡大するとともに、輸出入を禁止し、これらの違反行為に対して刑事罰を科すため、平成23年3月に関税法を、5月に不正競争防止法を改正した（著作権法の改正法案を国会に提出中）。

#### **成果4 中小企業に優しい特許システムの構築**

- ・平成23年4月、中小企業の特許出願を支援する「ワンストップ相談窓口」を全国47都道府県に設置。特許出願に不慣れな中小企業のために、類似技術調査や発明提案書の作成指導などを行うほか、弁理士費用を含む出願費用の予見性を高める取組（「IPコンダクター支援」）を行い、中小企業の特許取得を親身に支援する体制を整えた。
- ・平成22年4月、中小企業のグローバル出願を支援する助成制度の対象に意匠及び商標を追加した。同年11月から、同制度の運用柔軟化を図り、平成23年9月には全国26センターまで支援が拡大した（従来はセンター側負担の関係で10センターに留まっていた）。
- ・平成23年5月、特許法を改正し、中小企業の特許料減免期間を3年から10年間に延長した（平成24年4月施行予定。イメージとして、3年間で約0.5万円減免から10年間で約11万円減免。）。同年8月に、特許審査請求料を引き下げた（平均的に審査請求料を約20万円から約15万円へ約25%引下げ）。

#### **成果5 電子書籍や放送番組配信の推進**

- ・平成22年6月、総務省、文部科学省及び経済産業省の3省共同懇談会が、デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に向けて提言。これを受け、本年4月、国内出版社20社が電子書籍の普及促進を目的とする出版デジタル機構を設立した。
- ・総務省の支援で、平成23年3月、様々なプラットフォームや端末が採用する多様なフォーマットへの変換を可能とする電子書籍交換フォーマットが策定された。
- ・総務省の支援によりEPUB日本語拡張仕様が策定され、平成23年10月、IDPF（国際電子出版フォーラム）が当該仕様を採用したEPUB3.0を確定した。
- ・平成22年7月から、映像コンテンツ権利処理機構（aRma）が、総務省の支援で一元的な実演家の権利処理業務を開始していることもあり、放送番組の電子配信が加速化している。例えば、NHKでは、オンデマンドの配信番組数が平成22年度に約1万3千件と増加（前年度比約16%増）した。平成22年7月から、民放で初めてフジテレビが全枠ドラマ配信を開始した。平成23年8月にはキー局5社と電通がインターネットTV上の共同配信について基本合意した。

## **成果 6 海外向けコンテンツファンドの創設**

- ・平成 23 年 10 月、本邦コンテンツの海外展開支援のため、産業革新機構は、60 億円を出資する All Nippon Entertainment Works を設立した。新会社は、国内の魅力あるストーリーを基に、米国・アジア市場向けの映画の企画開発業務を実施し、世界に通用する作品づくりを支援する。

## **成果 7 営業秘密やライセンス契約者の保護強化とデジタル・ネットワーク時代に対応する著作権法の整備**

- ・平成 23 年 5 月、営業秘密侵害事件に関し、刑事裁判で営業秘密が公になることを懸念して被害企業が告訴をちゅうちょすることがないよう、刑事裁判手続において申出に応じて営業秘密を公にしないことができる新たな仕組みを導入する不正競争防止法の改正を行った。
- ・他者の特許を利用するライセンスを受けた者は、特許庁に事前に登録していない場合に、事業買収などで特許権を譲り受けた者から差止請求をされると、事業が継続できないおそれがあった。特に、知財の知識や交渉力に乏しい中小企業では、死活問題となることが懸念された。平成 23 年 5 月、ライセンスを受けた者が、事前登録なしで、突然の差止請求に対抗できる制度（いわゆる「当然対抗制度」）を導入する特許法改正を行った。
- ・平成 23 年 1 月、デジタル・ネットワーク時代に対応するため、文化審議会著作権分科会において法制化に向けた最終報告を取りまとめ、政府の方向性を決定した。これを受け、個別具体的に権利制限規定を限定列挙している現行の著作権法に、柔軟な対応が可能な権利制限の一般規定を導入する改正法案を国会に提出中。

## **成果 8 特許制度の国際調和推進～米国特許法の先願主義への歴史的転換と中国との特許審査ハイウェイの開始～**

- ・知的財産戦略本部は、設置当初から特許制度の国際的な制度調和の取組を進めてきており、特許庁を中心に欧州とともに米国に働きかけてきた。その結果、平成 23 年 9 月、米国で従来在先発明主義から先願主義に移行する画期的な米国特許法改正が実現した。

- ・ 中国において、我が国企業の技術の迅速かつ質の高い特許権による保護を可能とするため、我が国が主導して働きかけを行い、日中間の特許審査ハイウェイ（ある国で特許と判断された出願について別の国が早期に審査を行う制度）を、平成 23 年 11 月から世界に先駆けて開始した。

以 上